

## V 補装具・日常生活用具等

### 1 補装具費(購入・借受・修理)の支給 身 難

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

**注意** …ただし、難病患者(児)については、難病の種類別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

**\*印: 介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。**

座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具は18歳未満の人が対象です。

障 が い 別	補 装 具 の 種 類
肢 体 不 自 由 者 (児)	義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、姿勢保持装置、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">座位保持いす</span> ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">起立保持具</span> ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">頭部保持具</span> ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">排便補助具</span> 、 * 歩行器、* 歩行補助つえ(1本つえを除く。)、* 車いす * 電動車いす
視 覚 障 が い 者 (児)	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 が い 者 (児)	補聴器
内 部 障 が い 者 (児) (心臓・呼吸器障がい)	* 車いす
肢 体 不 自 由 者 及 び 言 語 機 能 障 が い 者	重度障がい者用意思伝達装置

**【必要なもの】**① 申請書 ② 医師の意見書(及び「処方」) ③ 個人番号カード(マイナンバーカード)

④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)

**\*原則として障がい者手帳交付後に申請できます。**

18歳以上の人は障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

### 2 門真市難聴児特別補聴器給付事業

対象者である軽度の難聴児に対し、特別補聴器の購入に要する費用(基準価格)の3分の2が支給され、申請者が3分の1(100円未満は100円に切り上げ)を負担します。

対象となる人は、市民税所得割額が46万円未満の世帯又は生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

なお、障がい福祉課に備付けの医師の意見書を添えての申請になります。

**\*特別補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。**

## 補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

- ① 障がい福祉課で「意見書」を受け取ります。  
申請者は、希望する補装具の意見書を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書の提出が必要なもの（歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ）もあります。



- ② 「意見書」を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。

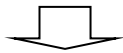
※ なお、電動車いす、骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書は必要ありません。



- ③ 医師の「意見書」に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



- ④ 「申請書」・「意見書」・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「個人番号カード(マイナンバーカード)」・「委任状(任意代理人の場合は必要です。)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



- ⑤ 市から大阪府へ意見書と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



- ⑥ 概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



- ⑦ 「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「受領印」を「交付券」に押します。

- 以上が一般的な申請の流れになります。大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので予めご了承ください。

### 3 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付又は修理し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、課税総所得金額が770万円未満世帯及び生活保護に属する児童で、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児となります。

大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1(100円未満切り捨て)を負担します。

ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

- ※ 補聴器の給付や修理を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

#### 4 日常生活用具の給付・貸与

障がい者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

\*印: 介護保険の被保険者の人は、介護保険での申請になります。

☆印: 障がい福祉課に備付けの意見書を添えての申請となります。

○印: 高齢福祉施策対象の人は、高齢福祉課での申請になります。

**注意** …ただし、難病患者(児)については、難病の種類別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

#### ① 身体障がい者(児)・難病患者(児)の日常生活用具 **身 離**

種 目	障がい及び程度	性能	耐用年数及び上限額	備 考
介護・訓練支援用具給付	*特殊寝台 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	腕、脚等の訓練のできる器具を 付帯し、原則として使用者の 頭部の傾斜角度を個別に調整 できる機能を持つ。	8年 154,000円	
	*特殊マット 下肢又は体幹機能障がい1級	褥瘡の防止又は失禁等による 汚染又は損耗を防止できる機能 を持つ。	5年 19,600円	常時介護を要する人に 限る。
	*特殊尿器 下肢又は体幹機能障がい1級 原則、学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもの で、容易に使用できる。	5年 67,000円	常時介護を要する人に 限る。
	入浴担架 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	障がい者を担架に乗せたままり フット装置により入浴させる。	5年 82,400円	入浴に当たって家族等の 他人の介助を要する人に限 る。(1世帯につき1台のみ)
	*体位変換器 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	介護者が障がい者の体位を 変換させるのに容易に使用でき る。	5年 15,000円	下着交換等に 当たって、 家族等他人の 介助を要する 人に限る。
	*移動用リフト 下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	介護者が重度身体障がい者を 移動させるに当たって、容易に 使用できるもの。ただし、天井走 行型その他住宅改修を伴うもの を除く。	4年 159,000円	1世帯につき1 台のみ。

種 目	障 がい および程度	性 能	耐用年数及び上限額	備 考
介護・訓練支援用具給付	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能のうしよが1・2級 原則、学齢児以上 18歳未満	腕、脚等の訓練のできる器具を 付帯し、原則、使用者の頭部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つ。	8年 159,200円
	訓練いす	下肢又は体幹機能のうしよが1級・2級 原則、3歳以上18歳未満		5年 33,100円  原則として付属のテーブルを付ける。
自立生活支援用具	*入浴補助用具	下肢又は体幹機能のうしよが 原則、3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入浴等を補助でき、容易に使用できる。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 90,000円
	*便器	下肢又は体幹機能のうしよが1級・2級 原則、学齢児以上	障がい者が容易に使用できる。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年 手すり付 9,850円 便器のみ 4,450円
	頭部保護帽	平衡機能・下肢若しくは体幹機能のうしよが 原則、3歳以上		3年 スポンジ及び皮 12,160円 スポンジ、皮及びプラスチック 29,400円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能・下肢若しくは体幹機能のうしよが 原則、3歳以上	障がい者が容易に使用できる。	3年 標準型 3,150円 一部夜光材付 3,580円 全面夜光材付 4,410円 白色又は黄色ラッカー使用 3,430円
				一部又は全部に夜行材外装に白色又は黄色ラッカーをつけることができる。

種 目	障 がい およ び程度	性 能	耐用年数及 び上限額	備 考
自立生活支援用具	<p>へいこうきのう か し も 平衡機能・下肢若しくは たいかんきのうしやう は体幹機能障がい かてしない いどうとう 家庭内の移動等に かいじよ ひつよう ひと 介助を必要とする人 げんそく さいいじよう 原則、3歳以上</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手 すり、スロープ等であること。</p> <p>(1) 障がい者の身体機能の状態を じゆうぶんふ 十分踏まえたものであって、 ひつよう きやうど あんぜんせい ゆう 必要な強度と安全性を有する。</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の てんどうよぼう た あ どうさ 補助、移乗動作の補助、段差 ほじよ いじようどうさ ほじよ だんさ 解消等の用具とする。ただし、 かいしやうとう ようぐ 設置に当たり住宅改修を伴うも のぞ のを除く。</p>	<p>ねん 8年 えん 60,000円</p>	
	<p>じやうしきのうしやう きゆう 上肢機能障がい1級 げんそく がくれいじいじよう 原則、学齢児以上</p>	<p>おんすいおんぶう だ 温水温風を出す。ただし、取替え にあ じゆうたかくしゆう とまな のぞ に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>ねん 8年 えん 151,200円</p>	
	<p>しんたいしやう きゆう きゆう 身体障がい1級・2級</p>	<p>しつない かさい けむりまた ねつ 室内の火災を煙又は熱により かんち おとまた ひかり ほつ おくがい 感知し、音又は光を発し、屋外に ほいほう し も警報ブザーで知らせる。</p>	<p>ねん 8年 えん 15,500円</p>	<p>かさいほつせい かんちおよ 火災発生の感知及 び避難が著しく ひなん いちじる 困難な障がい者の ごんなん しや みの世帯及びこれ せたいおよ に準ずる世帯(一 せたい だいい 世帯1台のみ)</p>
	<p>しんたいしやう きゆう きゆう 身体障がい1級・2級</p>	<p>しつないおんど いじようじやうしやうまた ほのお 室内温度の異常上昇又は炎の せつしよく じどうてき しやうかえき ふんしや 接触で自動的に消火液を噴射 し、初期火災を消火できる。</p>	<p>ねん 8年 えん 28,700円</p>	<p>かさいほつせい かんちおよ 火災発生の感知及 び避難が著しく ひなん いちじる 困難な障がい者の ごんなん しや みの世帯及びこれ せたいおよ に準ずる世帯(1 せたい だいい 世帯1台のみ)</p>
	<p>しかくしやう きゆう きゆう 視覚障がい1級・2級</p>	<p>しかくしやう しや ようい しやう 視覚障がい者が容易に使用でき る。</p>	<p>ねん 6年 えん 41,000円</p>	<p>しかくしやう しや 視覚障がい者のみ の世帯及びこれに せたいおよ 準ずる世帯(1世帯 せたい だいい 1台のみ)</p>

種 目	障 がい およ び 度 度	性 能	耐 用 年 数 及 び 上 限 額	備 考
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者 が容易に使用 できる。  10年 7,000円	
	屋内信号装置 聴覚障がい者用	聴覚障がい2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	音、音声等を 視覚、触覚等 により知覚でき る。  10年 87,400円	聴覚障がい者のみ の世帯及びこれに 準ずる世帯で、日 常生活上必要と認 められる世帯 (1世帯1台のみ)
在宅療養等支援用具	加温透析液 装置	じん臓機能障がい1級又は3級 原則、3歳以上	透析液を加温 し、一定温度 に保つ。  5年 51,500円	自己連続携行式腹 膜灌流法(CAPD) による透析療法を 行う人
	★ネブライザー	(1) 呼吸器機能障がい1級又は 3級 (2) (1)と同程度の重度身体障がい 者であって必要と認められる人 で、吸入加湿処置により呼吸に 伴う負担の軽減を図るため必要 と認められる人	障がい者が 容易に使用で きる。  5年 36,000円	電気式たん吸引器 ネブライザー 両用器との併給不可
	★電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障がい1級又は 3級 (2) (1)と同程度の重度身体障がい 者であって、必要と認められる人	障がい者が 容易に使用で きる。  5年 56,400円	電気式たん吸引器 ネブライザー 両用器との併給 不可
	★電気式たん吸引器 ネブライザー両用器	(1) 身体障がい者手帳に呼吸機能 に係る障がい程度が1級又は 3級と記載されている人 (2) (1)と同程度の重度身体障がい 者(児)であって必要と認めら れる者で、吸入加湿処置により 呼吸に伴う負担の軽減を図る ため必要と認められる人	障がい者が 容易に使用で きる。  5年 72,450円	ネブライザー(吸引 器)又は電気式た ん吸引器との併給 不可

種 目	障 がい 及 び 程 度	性 能	耐 用 年 数 及 び 上 限 額	備 考
☆ 酸素ポンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療養法を行う人	障がい者が容易に使用できる。	10年 17,000円	
(音声式) 盲人用体温計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 9,000円	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
(音声式) 盲人用体重計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 18,000円	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
(音声式) 盲人用血圧計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 15,000円	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
(動脈酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用できる。	— 157,500円	
☆ 自家発電機	在宅で人工呼吸器を使用している人	介助者が容易に使用できる。	— 100,000円	外部バッテリー(充電器及びインバーターを含む)との併給不可(原則1回のみ)

在宅療養等支援用具

<p>☆外部バッテリー (充電器及びイン バーター含む)</p>	<p>在宅で人工呼吸器を使用して いる人</p>	<p>介助者が容易に 使用できる。</p>	<p>5年 100,000円</p>	<p>自家発電機との 併給不可</p>
--	------------------------------	---------------------------	------------------------	-------------------------

種 目	障 がい および程度	性 能	耐用年数及び上限額	備 考
補助装置 携帯用会話 装置	<p>音声言語機能障がい又は 肢体不自由、難病患者 (児)等で、発声・発語に 著しい障がいを有する人</p>	<p>携帯式で、言葉を音 声又は文章に変換す る機能を有し、容易に 使用できる。</p>	<p>5年 98,800円</p>	
支援用具 情報通信 用具	<p>上肢又は視覚障がい1級 ・2級で、必要と認められる 人</p>	<p>障がい者が容易に 使用できる。</p>	<p>5年 100,000円</p>	
点字 ディスプレイ	<p>視覚及び聴覚障がいの 重度重複障がい者(原則、 視覚障がい2級以上かつ 聴覚障がい2級。ただし、 満18歳未満の人を除く。)</p>	<p>文字等のコンピュータ ーの画面情報を点字 等により示すことがで きる。</p>	<p>6年 383,500円</p>	
情報・通信 支援用具 点字器	<p>視覚障がい者で必要と 認められる人</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>7年 標準型木製10,400円 プラスチック6,600円 携帯用木製7,200円 プラスチック1,650円</p>	<p>携帯用5年</p>
点字 タイプライター	<p>視覚障がい1級・2級</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>5年 63,100円</p>	<p>本人が就労 若しくは 就学してい るか又は就 労が見込ま れる人に限 る。</p>
点字 読書 点字毎日	<p>視覚障がい1級・2級 主に点字によって情報を 入手している人</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>—</p>	<p>事前に登録 が必要</p>
通信装置 聴覚障がい者用	<p>聴覚障がい又は発声・ 発語に著しい障がいを 有し、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として 必要と認められる人 原則、学齢児以上</p>	<p>一般の電話に接続す ることができ、音声の 代わりに文字等により 通信が可能な機器で あり、容易に使用でき る。</p>	<p>5年 30,000円</p>	<p>FAXのみ (ただし、複 合機は除 く。) 1世帯につき 1台のみ</p>



<p>聴覚障がい者用 情報受信装置</p>	<p>聴覚障がい者用 情報受信装置</p>	<p>聴覚障がい者用 情報受信装置</p>	<p>映像、字幕及び手話 通訳付番組並びに災害 時の聴覚障がい者向け 緊急情報等を受信し、 かつ、地上波放送に字 幕及び手話通訳を合成 する機能を有する。</p>	<p>6年 88,900円</p>	<p>1世帯につき 1台のみ</p>
---------------------------	---------------------------	---------------------------	---	-----------------------	------------------------

種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及び 上限額	備 考
<p>情報・通信支援用具</p>	<p>視覚障がい者用 拡大読書器</p>	<p>視覚障がい者用 拡大読書器</p>	<p>画像入力装置を読みたいもの(印刷物 等)の上に置くことで、簡単に拡大された 画像(文字等)をモニターに映し出せる。 又は撮像した活字を文字として認識し、 音声信号に変換して出力できる。</p>	<p>8年 198,000円</p>
<p>情報・通信支援用具</p>	<p>視覚障がい者用ポータブルレコーダー</p>	<p>視覚障がい1級・2 級 原則、学齢児以上</p>	<p>(1) 音声等により操作ボタンが知覚し又 は認識でき、かつ、DAISY方式によ る録音及び当該方式により記録され た図書の再生が可能な製品であつ て、視覚障がい者が容易に使用で きる。 (2) 音声等により操作ボタンが知覚し、 又は認識でき、かつ、DAISY方式に より記録された図書の再生が可能な 製品であつて、視覚障がい者が 容易に使用できる。</p>	<p>6年 録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円</p> <p>盲人用 テ ープレコ ーダーと の 併給 不可</p>
<p>情報・意思疎通支援用具</p>	<p>視覚障がい者用活字 文書読上げ装置</p>	<p>視覚障がい1級・2 級 (ただし、満18歳 未満の人を除く。)</p>	<p>活字と同一紙面上に掲載された当該 活字をコード化した情報を音声により伝 える機能を有するもので、視覚障がい者 が容易に使用できる。</p>	<p>6年 99,800円</p>

	デジタル対応ラジオ 視覚障がい者用地上	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障がい者が容易に使用できる。	6年 29,000円	
--	------------------------	-------------------------	--	---------------	--

種目	障がい及び程度	性能	耐用年数及び上限額	備考	
情報・意思疎通支援用具	ICタグレコーダー 視覚障がい者用	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	取り付けしたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用できる。	6年 59,800円	
	盲人用 テープレコーダー	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 23,000円	視覚障がい者用ポータブルレコーダーとの併給不可
	盲人用時計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	10年 触読式 10,300円 音声式 13,300円	音声時計は、手指の触覚に障がいがあることで触読式時計の使用が困難な人を原則とする。
	人工喉頭	喉頭を摘出した障がい者	障がい者が容易に使用できる。	5年 電動式 70,100円 笛式 5,000円	

種目	障がい及び程度	性能	耐用年数及び上限額	備考
<p>☆紙おむつ等(紙おむつ、おしりふき用ウエットティッシュ、紙おむつ廃棄専用ゴミ袋)</p> <p>排せつ管理支援用具</p>	<p>身体障がい者手帳の交付を受けている人(児)で次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 直腸・ぼうこう機能障がい、治療によって軽快の見込のないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない人</p> <p>(2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(4) 3歳未満で発症した脳性まひなどによる脳原性運動機能障がい、排尿若しくは排便の意思表示が困難な人</p>	<p>障がい者が容易に使用できる。</p>	<p>-</p> <p>1か月</p> <p>12,000円</p>	<p>4～9月分、</p> <p>10月～3月分を一括交付</p> <p>※ 申請月は3月と9月</p>

種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及 び上限額	備 考
排せつ管理支援用具	ストーマ器具(尿路系) ぼうこう機能障がい	低刺激性の粘着材を使用した 密封型の収納袋で尿処理用の キャップ付とする。ラテックス製又 はプラスチック製のもの。	- 1か月 11,639円	4～9月分、 10月～3月分を 一括交付
	ストーマ器具(消化器系) 直腸機能障がい	低刺激性の粘着材を使用した 密封型又は下部開放型の収納 袋とする。ラテックス製又はプラス チック製のもの。	- 1か月 8,858円	※ 申請月は3月と 9月
	収尿器 ぼうこう、下肢又は体 幹の障がい、排尿 のコントロールが困難 又は尿路変更のスト ーマを造設した人	(1) 男性用:採尿器と蓄尿袋で 構成し尿の逆流防止装置を つけるものとする。ラテックス製 又はゴム製のもの。 (2) 女性用:耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの又はポリエチレン 製採尿袋導尿袋ゴム管付の もの。	- 男性用 7,940円 女性用 8,760円	


種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及 び上限額	備 考
住宅改修費	<p>* 居宅生活動作補助用具</p> <p>下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の人で学齢児以上</p> <p>ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上で学齢児以上</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手すりの取付け</li> <li>床段差の解消</li> <li>滑り防止及び移動の円滑化等のための変更</li> <li>引き戸等への扉の取替え</li> <li>洋式便器等への便器の取替え</li> <li>その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</li> </ol>	<p>-</p> <p>200,000円</p>	<p>給付原則1回とする。</p>
情報・意思疎通支援装置	<p>福祉電話(貸与)</p> <p>難聴者又は外出困難な身体障がい者(ただし、満18歳未満の人を除き、障がい等級が1級・2級の人)でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人及びファックス被貸与者</p>	<p>障がい者が容易に使用できる。</p>	<p>-</p> <p>83,300円</p>	<p>障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)</p>

注1) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

注2) 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

② 知的・精神障がい者の日常生活用具 **知 精**

種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数及び 上限額	備 考
介護・訓練支援用具 * 特殊マツト	知的障がいの程度が重度又は最重度 (原則として3歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有する。	5年 19,600円	常時介護を要する者に限る。
自立生活支援用具	頭部保護帽 知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人		3年 スポンジ及び皮 12,160円 スポンジ、皮及びプラスチック 29,400円	
	特殊便器 知的障がいの重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人	温水温風を出す。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 151,200円	
	○ 火災警報器 知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級 (医師の意見書が必要)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年 15,500円	火災発生 の 感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
	○ 自動消火器 知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級 (医師の意見書が必要)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火する。	8年 28,700円	火災発生 の 感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
○ 電磁調理器	知的障がいの重度又は最重度で18歳以上の人	障がい者が容易に使用できる。	6年 41,000円	

③小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具 

世帯階層区分に応じて負担があります。

なお、全機種とも障がい福祉課に『小児慢性特定疾病医療受給者証』と門真市福祉事務所長あての見積書を添えての申請になります。

種目	対象者	性能	耐用年数
便器	常時介助を有する人	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用できる。(手すりを付けることができる。)	8年 4,810円
			5年 4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる。	5年 21,170円
特殊便器	上肢機能に障がいのある人	足踏みペダルにて温水温風を出す。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年 163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する。	8年 166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な人	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾病児童等の身体特性を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる。	8年 64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	8年 97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	5年 72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある人	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易にできる。	5年 16,200円

種目	対象者	性能	耐用年数
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを引き起こすことがある人	紫外線をカットできる。	- 40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又介助者が容易に使用できる。	5年 38,880円
パルスオキシメーター (動脈中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できる。	- 170,100円
車いす	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有する。	5年 76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の際の衝撃から頭部を保護できる。	3年 13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	5年 60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい人	ベストを冷却し、一定温度に保つ。	- 21,600円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	- 1年分 111,460円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	- 1年分 146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な人	小児慢性特定疾病児童等又介護者が容易に使用できる。	- 126,360円

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。